

小金井市立小金井第二中学校PTA会則

(昭和29年4月29日制定)

改正	昭37年	5月12日	昭44年	4月1日	昭47年	12月9日
	昭52年	4月30日	昭57年	5月8日	平元年	5月13日
	平6年	5月21日	平8年	5月18日	平9年	5月17日
	平12年	5月6日	平13年	4月21日	平15年	3月13日
	平17年	5月6日	平20年	5月2日	平27年	3月6日
	平28年	3月2日	平31年	4月26日	令4年	4月27日

第一章 総則

第1条 本会は小金井市立小金井第二中学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

第2条 本会は本校生徒の保護者と教職員が協力して本校教育の充実進展をはかるために、会員相互の教養と理解を深めることを目的とする。

第3条 本会は全く非営利的、非政党的、非宗教的な性格を持ち、その運営は民主的でないなければならない。

第4条 本会は会員の教養、親和及び福利厚生、その多目的達成に必要な事業を行う。

第二章 会員

第5条 会員は本校生徒の保護者及び教職員とする。

第三章 組織

第6条 本会に次の委員会を置く。

- 一 企画委員会
- 二 広報委員会
- 三 学級代表委員会

第7条 本会各委員会の任務は次のとおりとする。

- 2 企画委員会は、会員相互の教養の向上のために、研修会、講習会などを企画運営する。
- 3 広報委員会は、新聞の発行、調査などの広報活動を行う。
- 4 学級代表委員会は、学校と密接な連絡をはかり、その学年学級の諸活動に協力する。

第四章 役員

第8条 本会に次の役員及び委員を置く。

- 一 会長 1名（保護者）
- 二 副会長 3名（保護者2名と副校長）
- 三 書記 3名（保護者2名と教職員）
- 四 会計 3名（保護者2名と教職員）
- 五 会計監査 2名（保護者）
- 六 各種委員 若干名（保護者と教職員）

2 但し、役員及び委員は会員中より選出する。また、当該年度の事情に応じ選考委員会

の判断において定数増できる。

第9条 役員及び委員の選出は次のとおりとする。

- 2 会長、副会長、書記、会計及び会計監査は、選考委員会で選出し、総会において承認する。委員会選出のための選考委員会は、1、2学年の全学級代表委員が兼務する。教職員会員から選出する選考委員は、1名以上とする。
- 3 企画、広報、学級代表、選考の各委員は、学級ごとに保護者会員の中からそれぞれ選出する。各委員の人数については、常任委員会で調整し決定する。
- 4 教職員側役員候補者は教職員全員において選出、教職員の各委員は教職員会員の中から1名以上選出する。
- 5 各委員会の正副委員長は互選によって決定される。

第10条 役員の任期は1ヵ年とし、重任を妨げない。補欠によって就任したものは前任者の残余期間とする。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- 2 会長は本会を代表し、会務を統べ、総会、委員総会、および常任委員会を招集して、その主催者となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が職務を執行できないときはその任務を代行する。
- 4 書記は本会の会務をつかさどる。
- 5 会計は本会の会計をつかさどる。
- 6 会計監査は会計の監査をする。

第12条 学校長は相談役として会長の諮問に応じてすべての集会に出席して意見をのべることができる。

第5章 総会

第13条 総会はこの会の最高決議機関で毎年年度始めに開き次のことを行う。

- 一 前年度の事業報告
- 二 前年度の収支決算報告
- 三 役員の改選
- 四 新年度の事業計画審議
- 五 新年度の予算審議
- 六 その他の必要事項

第14条 総会の定足数は会員の5分の1（但し委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決することによる。

第15条 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があるときは開くことができる。

第6章 委員会

第16条 本会の委員会は次の三種で定足数は過半数とする（但し委任状を含む）。

- 一 委員総会

二 常任委員会

三 各委員会

第17条 委員総会は役員及び全委員をもって構成し、必要に応じてこれを開き、会の運営について理解を深める。

第18条 常任委員会は、正副会長、書記、会計、各正副委員長をもって構成し、年3回程度これを開き、予算の実行、その他の重要事項を審議し、常務を執行する。

第19条 各委員会は、必要に応じて委員長がこれを召集し、それぞれの委員会活動について研究協議し、常任委員会の承認を得る。

第7章 会計

第20条 本会の経費は会費をもってこれにあてる。

第21条 会員の会費は1世帯年額2,000円とする。但し特別の事情あるものに対し、これを減免することができる。

附 則

第22条 本会則の施行にあたり、必要な細部事項は常任委員会によって定めることができる。

第23条 本会則は総会の議決を経なければ改廃することができない。

第24条 本会則は平成15年3月13日からこれを施行する。

第25条 周年行事積立金は次のとおりとする。

(目的)

1 周年行事(原則として10年毎に実施する。令和6年に70周年記念式典を実施)を主たる目的としてその費用を積み立てることとする。

(金額)

2 PTA活動に係わる費用を勘案し数万円程度を毎年積み立てることとする。

(原資)

3 小金井第二中学校PTA定期総会での承認を経て毎年のPTA会費から相当額を拠出する。

(管理運用)

4 金融機関に独立した口座を設け他のPTA予算から分けて管理することとする。

(口座名義人)

5 口座名義人を下記の名称とする。

小金井第二中学校PTA周年行事積立金 会計 氏名

例：小金井第二中学校PTA周年行事積立金 会計 小金井太郎

(口座名義人の変更)

6 会計氏名に異動が生じた場合は速やかに変更することとする。

(積立金の行使)

7 周年行事実施に際し積立金を行使する場合は小金井第二中学校PTA本部役員会の全

員の合意を要する。積立金の使途は周年行事関連費用のみとし、残金が発生した場合は周年行事積立金口座の次年度以降に繰り越すこととする。

P T A 役員選出に関する内規

- 1 会則第9条に基づき、役員選出についての内規を次のように定める。
- 2 役員選出のための選考委員は、1、2学年の全学級代表委員が兼務する。教職員会員から選出する選考委員は、1名以上とする。
- 3 選考委員の任期は、総会において新役員候補者が承認されるまでとする。
- 4 選考委員会は立候補並びに推薦により役員候補者を募集する。募集方法は、P T A本部と協議のうえ選考委員会で決定する。
- 5 選考委員会は推薦候補者を参考に役員候補者を決め、交渉する。
- 6 新1年生（現6年）からの役員候補の推薦もできる。
- 7 役員選考にあたっては、学年・地域のバランスも考慮する。
- 8 選考委員が推薦候補者となった場合、委員を辞任し、役員候補者となることができる。

附 則

この内規は、平成15年3月13日より施行する。

注：この内規は、昭和57年5月8日制定の選考委員選出規定を改定したものである。

慶弔内規

(昭和33年11月12日制定)

改正	昭34年	2月14日	昭37年	1月28日	昭45年	6月	2日
	昭47年	4月21日	昭50年	6月12日	昭59年	3月	6日
	昭63年	4月	1日	平30年	2月28日		

第1条 小金井第二中学校生徒及び会員の不幸に際して、次の死亡弔慰金を贈る。

- 一 生徒 5,000円
- 二 会員 5,000円

附 則

- 1 本内規の運営は、会員の申し出に基づきその都度役員会に図るものとする。
- 2 本内規に定めていないものについては、その都度役員会において協議する。
- 3 本内規の変更は常任委員会で行う。